

第1回 愛別町総合教育会議

日 時 令和4年12月9日 16:00～
場 所 愛別町総合センター 第一会議室

出席者	愛別町	町 長	矢 部 福二郎
	愛別町教育委員会	教 育 長	馬 場 信 明
		教育委員	長 屋 修 二
		教育委員	森 定 典 子
		教育委員	三 嶋 健 嗣
		教育委員	菊 地 美智子
		事務局	副町長
	総務企画課長	武 田 典 明	
	総務企画課長補佐	上 北 泰 志	
	総務企画課総務係長	大 村 さやか	
	教育次長	谷 田 道 明	
	主幹	河 合 みどり	
	総務・学校教育係長	太 田 温 子	
	社会教育係長	井 上 雄 太	
	教育推進アドバイザー	山 村 美 勝	

○開 会

○町長挨拶

○議事録署名委員の指名について

○協議事項

- ・ 愛別町小中一貫教育の全面実施に向けた推進計画について
- ・ 愛別町教育大綱について
- ・ その他

○閉 会

愛別町小中一貫教育の全面実施に向けた推進計画（案）

令和4年12月

愛別町教育委員会

目 次

はじめに	2
第1章 小中一貫教育について	2
1 小中一貫教育制度について	2
(1) 制度上の類型のポイント	
(2) 制度上の要件等	
2 小中一貫教育に取り組む背景	2
(1) 一般的な視点	
(2) 愛別町独自の視点	
3 小中一貫教育の目的	3
4 小中一貫教育の導入による期待される成果	3
第2章 愛別町の小中一貫教育に関わる経緯と現状	3
1 小中一貫教育に関わる経緯	3
(1) 愛別町教育ビジョン委員会の提言	
(2) 愛別町連携教育委員会の設置	
(3) 第1次愛別町振興計画の前期基本計画での位置付け	
(4) 愛別町教育振興基本計画での位置付け	
(5) 愛別町学校施設等長寿命化計画での位置付け	
2 小中一貫教育の現状	6
(1) 小中一貫教育の状況	
(2) 施設の状況	
第3章 推進計画	6
1 推進の基本方針	6
2 推進のスケジュール	7
第4章 教育の基本構想に関わって	8
1 目指す子どもの姿の明確化	8
2 愛別町の教育課題	8
3 愛別の特色等を生かした教育内容の柱の構築	8
4 小中一貫教育に関わる考え方	9
(1) 小中一貫教育に関わる基本理念	
(2) 小中一貫教育に関わる推進の方向性	
第5章 付随する検討課題等	10

はじめに

児童生徒を取り巻く社会状況が急激に変化する中、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化していることを受け、学校においては、複数の学校段階で連携して課題解決に当たることが一層求められている。

そのような中で、小中一貫教育については、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、教育の質を高めようという観点から、全国各地の実情に応じて取組が進められ、その有効性等の成果が報告されている。

愛別町においても、近年、「愛別町連携教育推進委員会」が中心となり、関係者の創意工夫の下で、小中の連携を深め、小中が一貫した教育を一部に取り入れるなど、小中連携・一貫教育の質的な向上が図られてきている。

小中一貫教育の推進に当たっては、制度上の類型等について一定の基準はあるが、進め方や教育形態、教育施設等については、類型別の特性を踏まえた上で、具体的に実現したい小中一貫教育のイメージを持ちながら、どのような条件の下で小中一貫教育に取り組むのかを丁寧に検討することが重要である。

未来を担う児童生徒のために、町民の英知を結集して、町の実情を踏まえながら「愛別町の小中一貫教育の完全実施」というゴールを目指した取組を着実に前進させていきたい。

第1章 小中一貫教育について

1 小中一貫教育制度について

(1) 制度上の類型のポイント

- ・小中一貫教育を行う学校は、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に分けられる。
- ・義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態は問わない。

(2) 制度上の要件等

- ・小中一貫教育は、教職員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成していることが必須になる。(9年間の教育目標の設定、9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程)

※小中一貫教育に関する制度の詳細は、別紙資料1を参照

2 小中一貫教育に取り組む背景

(1) 一般的な視点

- ①教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
- ②近年の教育内容の量的・質的な充実への対応
- ③児童生徒の発達の早期化等に関わる現象

- ④中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、「中1ギャップ」への対応
- ⑤少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化
- ⑥教職員の意識改革

(2) 愛別町独自の視点

- ①平成22年度の3小学校閉校による小中1校となったこと
- ②児童生徒数の減少が続いていくこと
- ③校舎の改修や改築について、検討時期に入っていること

3 小中一貫教育の目的

※愛別町として下記の内容を押さえている。

- (1) 9年間を見通した系統的な教育活動を推進する
- (2) 義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等を育成する
- (3) 児童生徒一人一人の個性や能力の伸長を図る
- (4) 確かな学びと育ちを実現する

4 小中一貫教育の導入による期待される成果

※北海道教育委員会の資料（協力校の取組の成果）より

- (1) 学力の向上
- (2) 中1ギャップの未然防止
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 家庭・地域の連携の強化
- (5) 教職員の理解や意欲の向上
- (6) 学習規律・生活規律の定着

第2章 愛別町の小中一貫教育に関わる経緯と現状

1 小中一貫教育に関わる経緯

(1) 愛別町教育ビジョン委員会の提言

○提言において、「併設型小学校・中学校への移行に当たっては、一体型の校舎で実施することが望まれる。」としている。

※愛別町教育ビジョン委員会は、地域住民、保護者及び学校関係者等に委員を委嘱し、愛別町の教育推進の在り方を検討する会議（平成29年9月～令和2年3月）

※愛別町教育ビジョン委員会の提言（令和2年3月）

- 1 学校管理規則の改正による「中学校併設型小学校並びに小学校併設型中学校」への移行に当たっては、一体型の校舎で実施することが望まれる。
- 2 校舎の構想が明らかになった時点で小中一貫教育について協議する「愛別町連携教育・小中一貫教育推進委員会」を組織し、小中一貫教育の実施に向けて準備を始めることが望まれる。
- 3 小中一貫教育の準備・推進にあたっては、資料にある「小中一貫教育の基本的な考え」等を取りまとめたので、これを参考に準備、推進にあたることが望まれる。

※添付資料

- ・小中一貫教育の基本的な考え方
- ・連携教育・小中一貫教育の推進に向けた組織体制の整備について
- ・小中一貫教育ステップ
- ・小中一貫教育を進める校舎の姿と学校の在り方

(2) 愛別町連携教育推進委員会の設置（平成29年4月～）

- 異校種間の連携教育の充実と義務教育9年間の小中連携・一貫教育の推進を目的に設置された。
- 同委員会と各校園の協力の下で、幼・小・中・特別支援学校の連携、一貫に関わる取組が進められている。

(3) 第11次愛別町振興計画の前期基本計画での位置付け

- 学校施設のあり方の検討と整備において、「小中一貫校や義務教育学校を視野に入れながら、今後の学校施設のあり方について検討する。」「学校施設長寿命化計画を策定し、これに基づく整備等を推進する。」としている。

※第11次愛別町振興計画の前期基本計画（令和2年～令和6年）

第4章 人と文化が輝く愛別

(1) 学校施設のあり方の検討と整備

- ①本町の実情に即した安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、小中一貫校や義務教育学校を視野に入れながら、今後の学校施設のあり方について検討します。
- ②学校施設長寿命化計画を策定し、これに基づく整備等を推進します。

(4) 愛別町教育振興基本計画での位置付け

- 多様な学びを支える質の高い教育環境の整備において、「小中連携・小中一貫教育を支える環境整備」と「小中一貫教育を見通した校舎の在り方の検討」が位置付けられている。

※愛別町教育振興基本計画（令和2年～令和6年）

第4章 学校教育推進計画

2 学校教育

(6) 多様な学びを支える質の高い教育環境の整備

イ) 推進目標と主要政策

○9年間の学びを支える教育環境の整備

- ・小中連携・小中一貫教育を支える環境整備
- ・小中一貫教育を見通した校舎の在り方の検討

(5) 愛別町学校施設等長寿命化計画での位置付け

- 多様な学びを支える質の高い教育環境の整備において、「集約などの効果的・効率的な校舎などの在り方を検討し、9年間の学びを支える小中連携・一貫教育の推進に向けた環境を整備する。」としている。
- 長寿命化の実施方針として、「中長期的な修繕計画や機能改善による大規模改造工事などを行い、建物の長寿命化を実施する。」としている。
- 統合や廃止、集約化の推進において、「必要に応じて小学校、中学校の集約化を検討することにより、維持管理費の削減に努める。」としている。

※愛別町学校施設等長寿命化計画（令和3年3月）

第2章 学校施設の目指すべき姿

◆多様な学びを支える質の高い教育環境の整備

・小中一貫教育について

今後も予想される児童生徒数の減少を受けて、学校施設の維持管理の効率化を含めた観点より、集約などの効果的・効率的な校舎などの在り方を検討し、9年間の学びを支える小中連携・一貫教育の推進に向けた環境を整備します。

第5章 学校施設整備の基本的な方針

2 学校施設の基本的な方針

(3) 長寿命化の実施方針

今後も維持保全していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、中長期的な修繕計画や機能改善による大規模改造工事などを行い、建物の長寿命化を実施します。

(4) 統合や廃止、集約化の推進

本町の人口推移や社会的な環境を考慮しつつ、建物の整備状況、児童数、使途数の推移、運営状況、維持管理費のコスト状況を踏まえ、必要に応じて小学校、中学校の集約化を検討することにより、維持管理費の削減に努めます。

2 小中一貫教育の現状

(1) 小中一貫教育の状況

愛別町連携教育推進委員会が組織され、英語教育や算数数学の一部で小中の一貫した教育活動が進んでいる。その他の取組も計画されているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施されていない取組もある。

(2) 施設の状況

①小学校

- ・校舎：昭和54年築、築年数43年
- ・体育館：平成8年築、築年数26年

②中学校

- ・校舎：昭和41年築、築年数56年 ※改修工事実施済み
- ・体育館：昭和42年築、築年数55年
- ・格技場：昭和55年築、築年数42年

第3章 推進計画

1 推進の基本方針

- (1) 町の振興計画等の各種計画に基づき、ビジョン委員会の提言を生かして進める
 - ①校舎の見直しを持つ中で、連携教育・小中一貫教育推進委員会を組織して準備する。
 - ②小中の校舎の一体化の下での小中一貫教育を目指す。
- (2) 本町の特性や時代の要請に対応した教育を踏まえながら進める
 - ①教育に関わる最新情報の収集と活用に努める。
 - ②小中一貫教育の形態と施設の適合化を目指す。
- (3) 愛別町が目指す小中一貫教育が関係者に共有できるように進める
 - ①関係者への丁寧な説明や情報提供に努める。
 - ②関係者からの意見聴取の機会を確保する。
- (4) 小学校校舎の老朽化の現状を踏まえて、可能な限り迅速に進める
 - ①前倒しのできる部分があれば実施を早めていく。
- (5) 町の関連部局、学校、保護者、教育委員会の連携を重視して進める
 - ①既存の組織や会議等を生かしていく。

◇推進のプロセス

- | |
|------------------------------|
| ○9年間で目指す子どもの姿を明らかにする |
| ↓ |
| ○目指す子どもの育成には必要な（小中一貫）教育を検討する |
| ↓ |
| ○必要な教育を行うための望ましい環境（施設）を検討する |
| ↓ |
| ○教育内容や教育施設等を総合的に検討する |

2 推進の主なスケジュール

年 月	主 な 内 容	備 考	
令和4	9 ↓ 10	○推進計画の検討 ・原案作成：教育委員会事務局 ・検討：教育委員、町長、副町長、小中校長	
	11 ↓ 12	○推進計画の教育委員会議での決定 ○教育総合会議での計画推進の協力要請 ○役場課長等への情報提供と協力要請 ○議会への説明（全員協議会） ○推進計画の提示 ・教職員、保護者 ・町民→広報	
	1 ↓ 5	○目指す教育の基本構想の検討 ・義務教育学校か併設型小学校・中学校か ○小中一貫教育実施校、教育委員会等の視察 ・比布中央義務教育学校（施設一体型、本年度開校） ・雨竜小学校、雨竜中学校（施設一体型、併設型小学校・中学校、本町の規模が類似、） ・庶路学園義務教育学校（施設一体型、本町の規模が類似、本年度開校、白糠町） ○基本計画の骨子の検討	※視察等の予算措置 ※視察先は、今後調整 ※視察と計画骨子の検討は、町長、教育委員、小中校長、関連課長、教育委員会職員等 ※基本計画骨子の校舎の在り方については2～3案程度を想定
令和5	6 ↓ 10	○小中一貫教育の全面実施準備委員会の設置 ○小中一貫教育の全面実施に関わる基本計画（教育内容、施設等）の検討 ・月に1～2回程度のペースで開催	※準備委員会メンバーは、有識者、小中校長、小中保護者代表、関連課長、地域住民、社会教育関係者、教育委員会事務局等
	10	○小中一貫教育の全面実施に関わる基本計画の完成	※議会への説明 ※基本設計予算措置
	11 ↓ 12	○小中一貫教育の全面実施に関わる説明 ・役場課長等→会議 ・教職員→説明会 ・保護者→説明会 ・町民→広報	
	11 ↓ 4	○基本計画に基づいた業者選定 ○基本設計基本設計開始	※基本設計（6か月）

令和6	4	○愛別町連携教育推進委員会から連携教育・小中一貫教育推進委員会への移行(一貫移行期のスタート) ・組織体制の確立 ・全面実施に向けた準備開始	※提言資料をベースに実施する
	5 ↓ 10	○基本設計の説明と意見聴取 ・保護者、児童生徒、教職員、議会、町民	※説明と意見聴取(6か月) ※基本計画の内容を踏まえて方法等に配慮する
	11 ↓ 3	○最終的な意見調整に基づいた実施設計の開始	※実施設計(5か月)
令和7	4	○校舎に関わる工事の着工	※工事(1年8か月)
令和8	4	○教育内容等の最終調整(4月～8月)	※これまでの準備を踏まえて進める
	12	○校舎に関わる工事の完了	
令和9	1 ↓ 3	○引っ越し作業	※長期休業等を活用
	4	○小中一貫教育の全面実施の開始	

※進捗状況や社会情勢によっては、計画が前後する可能性がある。

※令和12年度(2030年度)に、学習指導要領改訂予定が文科省より示されている。

第4章 教育の基本構想に関わって

※現段階で考えられる内容であり、今後、多くの方々の意見をいただき、先進校の視察等を通して検討していく必要がある。

1 目指す子どもの姿の明確化

・小中一貫教育も有効に生かして、どのような子どもの育成を目指すかを明確にする。

2 愛別町の教育課題

・「15歳の春」

愛別の子どもたちは、幼児センター、小学校、中学校と、ずっと同じ屋根の下で生活し、15歳になると多くの子は、近隣の高校へ進学していきます。その時に、「自信と勇気」「生き抜く力」「夢」をもって飛び出していけるよう、子どもたちに関わる全ての者が、「夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す15歳の春」を描きながら教育に当たりたいと考えます。

・少人数化→将来的には学年10名前後に

◇幼児・児童・生徒の推移 (R4.10)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
学年				年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5
人数	5	12	10	11	12	7	19	22	14	18	13
5年後	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	

3 愛別の特色等を生かした教育内容の柱の構築

- ・愛別と小中一貫のよさと魅力が十分生かされる教育
- ・愛別で育ったことを誇りに思い、変化の激しい社会を生き抜き、社会を支えていく力を育む教育（これからの時代をよりよく生き抜くための力）
- ・愛別の現況や将来の可能性を生かす教育（学級規模や9年間変わらない学級構成員、都市とのほどよい距離感、明るく素直な子どもたち、地域の子どもたちとしての育成等々）

※例えば

- ・地域と世界をつなぐダイナミックなグローバル教育（総合的な学習の時間と英語）
- ・最先端のICT教育
- ・未来をひらくキャリア教育
- ・一貫した支援に基づく特別支援教育
- ・愛別で育って、学んで、よかったと思える教育
- ・持続可能な社会へ対応した教育、環境教育
- ・探求的な学びや協調的な学びのある教育
- ・地域のよさを学び、地域と関わり合う教育
- ・新しい時代の学びを実現する教育

4 小中一貫教育に関わる考え方（提言資料より）

(1) 小中一貫教育に関わる基本理念「ふれ愛・活力・夢はぐくむ小中一貫教育の推進」

※小中一貫教育を行う学校ではあるが、それが目的ではない。

(2) 小中一貫教育に関わる推進の方向性

- ①小中9年間を見通した学校教育目標（目指す子ども増）を小中学校間で設定し、目標の達成を目指す。
- ②9年間の連続した教育課程を編成して系統的な学習指導を進め、確かな学力の定着と体力の向上を目指す。
- ③学校、家庭、地域が協働し、9年間を見通した継続的な生徒指導を行い、豊かな社会性や人間性を育て、心豊かな児童生徒の育成を目指す。
- ④子どもが学び合う場を設定し、教職員が協働して教育活動を設定し、教育効果を高める活動を工夫する。

- ⑤未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚と ICT に対応する能力を育むため、英語教育と ICT 教育に取り組む。
- ⑥教員が相互に連携、協力して児童生徒理解を深め、心身の発達に応じたきめ細かな指導に取り組み、子どもたち一人一人の個性や能力を伸ばし、生きる力を育む。
- ⑦教職員が相互の学校の文化や教育の在り方、系統性を理解し合い、互いの専門性を生かして指導の向上と「15歳の春」に向けた意識の改革を図る。

第5章 付随する検討課題等

○以下の検討課題等については、「小中一貫教育全面実施準備委員会」や町の「政策会議」等において協議をしていく必要がある。

- (1) 学校給食（スクールランチか、通常の給食か）
- (2) 部活動の地域移行や少年団の取組（地域が一体となった子どもたちの健全育成）
- (3) 放課後学童保育
- (4) 町の防災計画との関連（避難所等の役割）
- (5) 学校図書館と公民館図書室との連携（学校図書館と町の図書館の併設）
- (6) 地域のコミュニティとの関わり
- (7) 夏場の暑さ対策
- (8) 旧施設の活用等

(参考) 小中一貫教育に関する制度の種類

義務教育学校		小中一貫型小学校・中学校	
義務教育学校		中学校併設型小学校	中学校連携型小学校
義務教育学校		小学校併設型中学校	小学校連携型中学校
設置者	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組を整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

愛別町小中一貫教育の全面実施に向けた推進計画の概要

【 背 景 】

- ・義務教育の目的・目標規定の新設
- ・教育内容の量的・質的な充実への対応
- ・児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
- ・中1ギャップへの対応
- ・少子化等に伴う社会性育成機能の強化
- ・教職員の意識改革
[町独自の視点]
- ・3小学校閉校により小中1校になったこと
- ・児童生徒の減少継続
- ・校舎の改修や改築の検討時期

【諸計画等における位置付け】

- ◎第1次愛別町振興計画
- 愛別町教育振興計画
- 愛別町学校施設長寿命化計画
- ※愛別町教育ビジョン委員会提言

【 目 的 】

- ・9年間を通した系統的な教育活動を推進する
- ・義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等を育成する
- ・児童生徒一人一人の個性や能力の伸長を図る
- ・確かな学びと育ちを実現する

【計画推進の方向性】

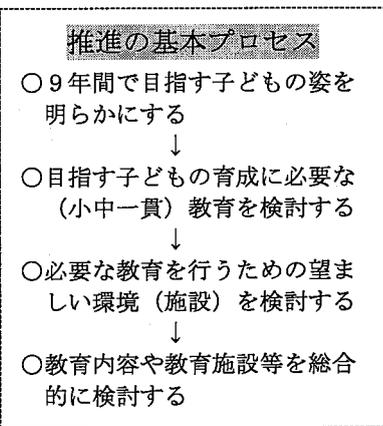
- ・小中一貫教育を視野に入れた施設検討
- ・9年間の学びを支える環境整備
- ・集約などの効率的・効果的な校舎
- ・一体型の校舎の所望
- ・小中一貫教育に向けての組織と準備

〈期待される効果〉

- ・学力の向上
- ・中1ギャップの未然防止
- ・特別支援教育の充実
- ・家庭・地域の連携の強化
- ・教職員の理解や意欲の向上
- ・学習規律・生活規律の定着

計画推進の基本方針

- 1 町の振興計画等の各種計画に基づき、ビジョン委員会の提言を生かして進める
 - (1) 校舎の見直しを持つ中で、連携教育・小中一貫教育推進委員会を組織して準備する。
 - (2) 小中の校舎の一体化の下での小中一貫教育を目指す。
- 2 本町の特性や時代の要請に対応した教育を踏まえながら進める
 - (1) 教育に関わる最新情報の収集と活用に努める。
 - (2) 小中一貫教育の形態と施設の適合化を目指す。
- 3 愛別町が目指す小中一貫教育が関係者に共有できるように進める
 - (1) 関係者への丁寧な説明や情報提供に努める。
 - (2) 関係者からの意見聴取の機会を確保する。
- 4 小学校校舎の老朽化の現状を踏まえて、可能な限り迅速に進める
 - (1) 前倒しのできる部分があれば実施を早めていく。
- 5 町の関連部局、学校、保護者、教育委員会の連携を重視して進める
 - (1) 既存の組織や会議等を生かしていく。



【計画推進の主なスケジュール】

	1月～4月	5月～8月	9月～12月
R4			○推進計画策定(11) ○推進計画の提示、説明(12)
R5	○先進校の視察(1～5) ○目指す教育の基本構想の策定(5)	○基本計画の骨子策定(5) ○準備委員会による基本計画検討(6～10)	○準備委員会による基本計画策定(10) ○基本計画の提示、説明(11～12) ○業者選定、基本設計開始(11) →
R6	○基本設計完成(4) ○連携教育・小中一貫教育推進委員会始動(4)	○基本設計の説明と意見聴取(5～10)	○実施設計開始(11) →
R7	○実施設計完成(3) ○校舎に関わる工事の着工(4) →		
R8			○校舎に関わる工事の完了(12)
R9	○引っ越し作業(1～3) ○小中一貫教育全面実施の開始(4)		

【小中一貫教育推進の方向性】

- 1 小中9年間を見通した学校教育目標(目指す子ども増)を小中学校間で設定し、目標の達成を目指す。
- 2 9年間の連続した教育課程を編成して系統的な学習指導を進め、確かな学力の定着と体力の向上を目指す。
- 3 学校、家庭、地域が協働し、9年間を見通した継続的な生徒指導を行い、豊かな社会性や人間性を育て、心豊かな児童生徒の育成を目指す。
- 4 子どもが学び合う場を設定し、教職員が協働して教育活動を設定し、教育効果を高める活動を工夫する。

- 5 未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚とICTに対応する能力を育むため、英語教育とICT教育に取り組む。
- 6 教員が相互に連携、協力して児童生徒理解を深め、心身の発達に応じたきめ細かな指導に取り組み、子どもたち一人一人の個性や能力を伸長し、生きる力を育む。
- 7 教職員が相互の学校の文化や教育の在り方、系統性を理解し合い、互いの専門性を生かして指導の向上と「15歳の春」に向けた意識の改革を図る。

愛別町教育ビジョン委員会提言の添付資料

添付資料 「小中一貫教育の基本的な考え」

「連携教育・小中一貫教育の推進に向けた組織体制の整備について」

「小中一貫教育のステップ」

「小中一貫教育を進める校舎の姿と学校の可能性」

Project Love Wind

愛の風を吹かそう

小中連携・一貫教育の基本的な考え方 ～連携から一貫へ～

はじめに

この「小中連携・一貫教育の基本的な考え方」は、「愛別町教育大綱」や「平成 31 年度教育行政執行方針」を踏まえ、小中連携の促進や将来的な小中一貫教育の実現に向けた指針として作成したものです。内容については、小中連携・一貫教育の目的やその推進に向けた取り組み、体制について、「学校教育法等の一部を改正する法律」を踏まえ、現時点での基本的な考え方を整理したものとしました。

1 小中連携・一貫教育に取り組む背景

児童生徒を取り巻く社会状況が様々に変化する中、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化していることを受け、学校においては、複数の学校段階で連携して課題解決に当たることが一層求められています。

そのよう中で、小中連携・一貫教育については、全国各地の実情に応じて、さまざまな理由と背景から独自に取り組みが進められてきました。必要とされる背景について、次の5点にまとめました。

- ①教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
- ②近年の教育内容の量的・質的な充実への対応
- ③児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
- ④中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、「中1ギャップ」への対応
- ⑤少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化

さらに、愛別町において、こうした全国的な背景とともに、

- ①平成22年度の3小学校閉校により町内小中1校となったこと
- ②児童・生徒数の減少がさらに続いていくこと
- ③校舎の改修や改築について、検討時期が近づいていること

などから、より効率的で効果的に学校運営や教育活動を推進し、教育課題の解決を図ることが求められるという状況があります。

2 小中連携・一貫教育の目的

全国的な取り組みでは、地域の実態や子どもたちの状況から、様々な目的や目標を掲げて小中連携・一貫教育が取り組まれ、課題の解決と成果が報告されています。

愛別町においての小中連携・一貫教育の目的を次のように設定します。

- ①9年間を見通した系統的な教育活動や円滑な接続を目指す取り組み推進する
- ②義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等を育成する
- ③児童生徒一人一人の個性や能力の伸張を図る
- ④確かな学びと育ちを実現する

学びとは	小学校及び中学校学習指導要領の確実な実施と基礎学力の確実な定着
育ちとは	小学校においては、基本的な生活習慣の確立と人間関係形成能力の育成 中学校においては、社会性の確立と人間関係形成能力の育成

3 小中一貫教育の基本理念と推進の方向性

愛別町の小中一貫教育の目的を達成するため、基本理念と7つの推進の方向性を設定します。

基本理念 ～ふれ愛・活力・夢をはぐくむ小中一貫教育の推進～

- ①小・中学校9年間を見通した学校教育目標(目指す子ども像)を小・中学校間で設定し、目標の達成を目指します

- ②9年間の連続した教育課程を編成して系統的な学習指導を進め、確かな学力の定着と体力の向上を目指します
- ③学校・家庭・地域が協働し、9年間を見通した継続的な生徒指導を行い、豊かな社会性や人間性を育て、心豊かな児童生徒の育成を目指します
- ④子どもが学びあう場を設定し、教職員が協働して教育活動を設定し、教育効果を高める活動を工夫します
- ⑤未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚とICTに対応する能力を育むため、英語教育とICT教育に取り組みます
- ⑥教員が相互に連携・協力して児童生徒理解を深め、心身の発達に応じたきめ細かな指導に取り組み子どもたち一人一人の個性や能力を伸ばし、生きる力を育みます
- ⑦教職員が相互の学校の文化や教育の在り方、系統性を理解しあい、互いの専門性を生かして指導力の向上と「15歳の春」に向けた意識の改革を図ります

※「15歳の春」

愛別の子もたちは、幼児センター、小学校、中学校と、ずっと同じ屋根の下で生活し、15歳になると多くの子は、近隣の高校へ進学していきます。そのときに、「自信と勇気」「生き抜く力」「夢」をもって飛び出していけるよう、子どもたちに関わるすべてのものが、「夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す15歳の春」を描きながら教育に当たりたいと考えます。

4 4つのステップの推進のねらいと具体的な活動

「小中一貫教育」開始年度は、総合教育会議や教育委員会議での議論等を経て決定されていくこととなりますが、**将来的な校舎のビジョンが明確になった時点から**、基本的な考えについて共有化を図り、次のステップのねらいや具体的な活動についてできるところから推進していくこととします。

ステップ	ねらい	具体的活動
Step L	<意識を高め交流を広げる> 一貫教育の意識を高め、情報交流や授業参観により、相互理解を深める	児童生徒に関する情報交流、定期的な授業交流、部活動体験、乗り入れ授業
Step O	<交流を強め共有を広げる> 授業研究や研修会等の交流を強め、一貫教育の課題を共有する	児童会生徒会の交流、教育目標共有化に向けた研究、教育課程に関する研修
Step V	<共有を強め課題解決を図る> 目指す姿を共有し、接続と継続性に関する課題の解決を図る	指導計画作成に向けた合同研究 学校評価の検討
Step E	<一貫教育の質の向上を図る> 教育目標や校内組織等の統一により、一貫教育の質的向上を図る	教育目標の共有化、9年間の系統的な教育課程の編成 ICT教育や英語教育の強化、合同行事

5 今後の課題、検討事項

これまで、愛別小学校と愛別中学校の先生方が、多くの課題を乗り越えて取り組まれてきた「小中連携した活動」を大事にしながら、更なる発展を目指していくこととなります。多くの課題や乗り越えなければならないことが多いですが、何よりも、「15歳の春」に想いを馳しながら、教育者としての崇高な使命を果たしていきたいものです。

①小中一貫教育推進委員会の組織

- ・設置要綱の決定
- ・推進体制の確立

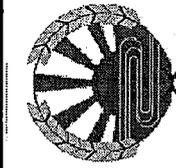
③校舎の将来の姿

- ・長寿命化計画立案

②教育連携推進委員会との関係

- ・「新 愛×愛プラン」との整合性
- ・幼児センター、あいべつ校との関係

④推進ステップの立案



愛別町小中一貫教育推進プロジェクト

ふれ愛・活力・夢をはぐくむ小中一貫教育の推進

Project Love Wind 夢の国はここ



国・北海道の動き

- ・小中一貫教育に関する法改正
- ・小中一貫教育した教育課程の編成実施に関する手引きの作成
- ・小中連携・一貫教育に関する実践事業の推進

町内の状況

- ・教育課題に対応する教育ビジョン委員会の設置
- ・愛別町連携教育推進委員会の設置
- ・小中一貫校先進校の視察と還元

これまでの実践

- ・愛×愛プログラムの実践
- ・幼小中が連携した目指す子ども姿の設定
- ・中学校教員の乗り入れ授業の実施
- ・地域ボランティア活動の実施
- ・校外生活のさまじりの作成

第10次愛別町振興計画

ふれ愛と活力豊かな、夢のある愛別づくり
愛別町教育大綱
大綱の理念 心豊かに未来をはぐくむまちづくり

愛別町教育目標

- 心の豊かさを求め、自己の充実と生活の向上を図り、伸びゆくまちづくりをめざして
愛別町学校教育推進目標
1. 地域に根ざし、父母の願いに応える学校教育に推進
 2. 一人一人を尊重する学校教育の推進
 3. 教育効果を高める施設整備の充実
 4. 自主的創造的な研究の奨励と研修の充実
 5. 教育関係者相互の連携と協働体制の確立

目的

- ① 9年間を見通した系統的な教育活動や円滑な接続を目指す取り組み推進する
- ② 義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等を育成する
- ③ 児童生徒一人一人の個性や能力の伸張を図る
- ④ 確かな学びと育ちを実現する

基本理念

～ふれ愛・活力・夢をはぐくむ小中一貫教育の推進～

推進の方向性

- ① 小・中学校9年間を見通した学校教育目標(目指す子ども像)を小・中学校間で設定し、目標の達成を目指す
- ② 9年間の連続した教育課程を編成して系統的な学習指導を進め、確かな学力の定着と体力の向上を目指す
- ③ 学校・家庭・地域が協働し、9年間を見通した継続的な生徒指導を行い、豊かな社会性や人間性を育て、心豊かな児童生徒の育成を目指します
- ④ 子どもが学びあう場を設定し、教職員が協働して教育活動を設定し、教育効果を高める活動を工夫します
- ⑤ 未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚とICTに対応する能力を育むため、英語教育とICT教育に取り組めます
- ⑥ 教職員が相互に連携・協力して児童生徒理解を深め、心身の発達に応じたきめ細かな指導に取り組み子どもたち一人一人の個性や能力を伸張し、生きる力を育みます
- ⑦ 教職員が相互の学校の文化や教育の在り方、系統性を理解しあい、互いの専門性を生かして指導力の向上と「15歳の春」に向けた意識の改革を図ります

ステップアップ

- Step 1 意識を高め交流を広げる
一貫教育の意識を高め、情報交流や授業参観により相互理解を深める
- Step 2 交流を強め共有を広げる
授業研究や研修会等の交流を強め、一貫教育の課題を共有する
- Step 3 共有を強め課題解決を図る
目指す姿を共有し、接続と継続性に関する課題の解決を図る
- Step 4 一貫教育の質的向上を図る
教育目標や校内組織等の統一により、一貫教育の質的向上を図る

今後の課題・検討事項

- ① 小中一貫教育推進委員会の組織設置要綱の決定
- ② 推進体制の確立
新 愛×愛プラン
- ③ 児童生徒や教職員の異動に関する課題
幼児センター、あいべつ校との関係
長寿命化計画立案
- ④ 推進ステップの立案

「夢を抱き、
たくましく次の一歩を
踏み出す15歳の春」

《愛別町教育委員会：愛別町教育ビジョン委員会》

連携教育・小中一貫教育の推進に向けた組織体制の整備について

1 推進委員会の活動方針、所管事項

活動方針	<ul style="list-style-type: none"> ・愛別の特徴を生かした幼・小・中・高の連携教育の推進 ・9年間を見通した系統的な教育活動や円滑な接続を目指す小中一貫教育の実施に向けた協議及び小中一貫教育の推進
所管事項	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児センター、小学校、中学校、高等養護学校の連携した取組の推進に関する事 ・小中一貫教育の推進に関する事 ・家庭や地域との連携に関する事 ・その他、推進委員会の活動方針に沿ったこと

2 推進委員会組織

(1) 経営委員会

- ① 町立小中学校長
- ② 町立小中学校教頭
- ③ 町立小中学校教務主任
- ④ 幼児センター代表
- ⑤ 美深高等養護学校あいべつ校代表
- ⑥ 町教育委員会担当者
- ⑦ 事務局担当学校事務職員

(2) 部会

① 学力向上部会	小中教務主任
② 研究推進・連携授業部会	小中研究担当、英語、体育、音楽科担当教諭
③ 生徒指導部会	小中学生指導担当、養護教諭
④ 学校種間交流部会	小中学習担当、幼児センター及びあいべつ校代表
⑤ 特別支援部会	各校特別支援教育CO(幼児センター、あいべつ校を含む)

3 具体的な取組(活動方針、具体的な取組、委員)

(1) 経営委員会

活動方針	児童生徒の実態を把握、分析し、連携・一貫教育の推進状況の全体を把握するとともに、総合的な課題について協議する	
具体的な取組	<ol style="list-style-type: none"> ①小中の経営方針や評価について、学校経営のカリキュラムマネジメントの確立を目指す ②各部の進捗状況を把握し、課題解決に向けた指示や助言 ③保護者、地域社会への情報発信と協働活動の促進。 ④予算の編成と執行、その他関連業務を推進 	校長 教頭 小中教務主任 幼児センター代表 あいべつ校代表 町教委担当者 事務局担当学校事務職員

(2) 部会

① 学力向上部会

活動方針	児童生徒の学習・体力面での現状(調査等)を共有し、小中の教育課程の連携・一貫に向けた改善を進める	
具体的な取組	<ol style="list-style-type: none"> ①義務教育9年間を見通したカリキュラムの編成・改善の取組 ②学力・体力に関わる調査等の分析とその改善策等の情報交流 ③家庭学習の定着、学習規律の系統化 ④授業改善に向けた交流 	小中教務主任

②研究推進・連携授業部会

活動方針	授業改善に関わり、小中連携した研究課題の共有や児童に関わる交流・協働を推進する	
具体的な取組	①小・中の研修主題に関わる交流	小中研究担当
	②英語科 授業での協働～TT指導等	小高学年担任 小外国語教育推進教諭 中英語科担当教諭
	③音楽科 合唱、アイパット等の指導協力	小音楽活動担当 中音楽科担当教諭
	④体育科 新体力テスト、運動習慣調査の分析、 体育指導の在り方の情報交流	小体育係担当 中体育担当教諭

③生徒指導部会

活動方針	小中共通した生徒指導体制を整備し、安心・安全な環境づくりを進める	
具体的な取組	①校内生活・校外生活等、生徒指導上の連携 ②基本的な生活習慣の確立に向けた協力 ③いじめ不登校を町ぐるみで解消する取組(町 要対協との連携等)	小生徒指導部長 中学生徒指導主事
	④養護教諭による情報交換、健康管理に関わる 協議	小中養護教諭

④学校種間交流部会

活動方針	「思いやりの心、地域を思う心」の育成を目指し、幼・小・中・あいべつ校の交流事業や町行事への参加を進める	
具体的な取組	①幼・小の交流事業や教員研修(情報交流)の実施	小学習担当 幼児センター代表
	②幼・中の交流事業の実施	中学習担当 幼児センター代表
	③小・中の交流事業や教員研修(情報交流)の実施	小学習担当 中学習担当
	④地域ボランティア(小・中・あいべつ校)の実施	小学習担当 中学習担当 あいべつ校代表
	⑤町音楽発表会(幼・小・中・あいべつ校)の実施	小学習担当 中音楽科担当教諭 幼児センター代表 あいべつ校代表

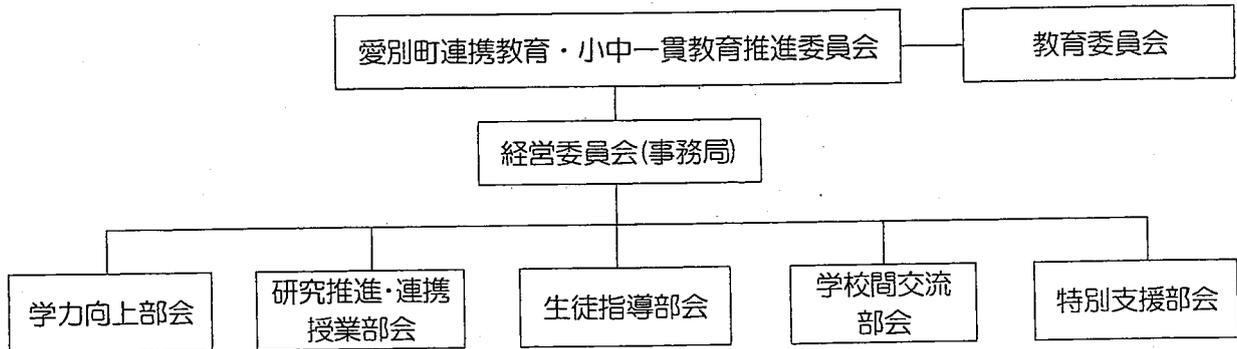
⑤特別支援部会

活動方針	町全体で取り組む特別支援教育を目指し、幼・小・中の情報交流、あいべつ校の支援や関係機関との連携を進める	
具体的な取組	①情報交流や支援の一貫性を深めるケース会議 の実施(町教育支援委員会との連携) ②個別の教育支援計画の活用 ③あいべつ校COとの連携 ④各専門機関との連携 ⑤親の会との連携	幼小中あいべつ校特別支援CO 町教委担当者

4 推進委員会委員各校構成一覽(※は重複者)

部会等		愛別小	愛別中	幼児センター	あいべつ校	教育委員会	
経営委員会		校長 教頭 教務主任 事務職員	校長 教頭 教務主任	代表	代表	学校教育係長 アドバイザー	11
学力向上		教務主任※	教務主任※				2
研究推進 連携授業	研究	研究・研修係	研究部長				9
	英語	高学年担任 外国語教育推進教諭	英語科教諭				
	音楽	音楽活動係	音楽科教諭				
	体育	体育係	体育科教諭				
生徒指導		指導支援部長 養護教諭	生徒指導主事 養護教諭				4
学校種間 交流	幼小	学習係		代表※			5
	幼中		学習	代表※			
	小中	学習係※	学習※				
	木下伊	学習係※	学習※		代表※		
	音響絵	学習係※	音楽科教諭※	代表※	代表※		
特別支援		コーディネーター	コーディネーター	コーディネーター	コーディネーター	学校教育係長※	5
合計(除重複)		13	11	2	2	2	30

5 連携教育・小中連携推進委員会組織図



6 愛別町連携教育・一貫教育推進委員会設置要綱(案) 別紙

愛別町連携教育・一貫教育推進委員会設置要綱(案)

(目的)

第1条 愛別町における幼児センター、小学校、中学校、美深高等養護学校あいべつ校(以下、「あいべつ校」という。)の連携教育の取組を発展・充実させるとともに、義務教育9年間の小中一貫教育の実施について協議し、あわせて連携教育と一貫教育を推進するため、愛別町連携教育・一貫教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 推進委員会の所管事項は、次の通りとする。

- (1) 幼児センター、小学校、中学校、あいべつ校の連携を生かした活動の企画・立案に関すること
- (2) 小中連携・小中一貫教育の推進に関すること
- (3) 家庭や地域との連携を生かした活動の企画・立案及び検証に関すること
- (4) その他、推進委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(経営委員会)

第3条 推進委員会には、経営委員会を置くものとする。

2 経営委員会は、所管事項の活動内容を把握し、総合的な運営について協議する。

3 経営委員会の委員は、次に掲げる者をもって充て、愛別町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 町立小、中学校長
- (2) 町立小、中学校教頭
- (3) 町立小、中学校教務主任
- (4) 幼児センター代表
- (5) あいべつ校代表
- (6) 教育委員会担当者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(部会)

第4条 推進委員会には、次の部会を置くものとする。

- (1) 学力向上部会
- (2) 研究推進・連携授業部会
- (3) 生徒指導部会
- (4) 学校種間交流部会
- (5) 特別支援部会

2 各部会は代表者を互選し、経営委員会の指示、助言に基づき、所管事項の具体的な取組について協議し推進する。

3 各部会の部員については、第3条の2項に基づき経営委員会が選任し、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 推進委員会には、委員長及び副委員長を各1人置き、経営委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 推進委員会の会議は、総会、経営委員会、事務局会議、部会とし、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出や意見、説明その他の協力を得ることができる。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、委員長の所属校に置き、事務局長、事務局次長、会計、監査を置く。

2 事務局長、事務局次長には、委員長の所属校の教頭、教務主任を充てる。

3 監査は、事務局を置かない学校の校長と教頭が充たり、推進委員会の会計について監査を行い、総会に報告する。

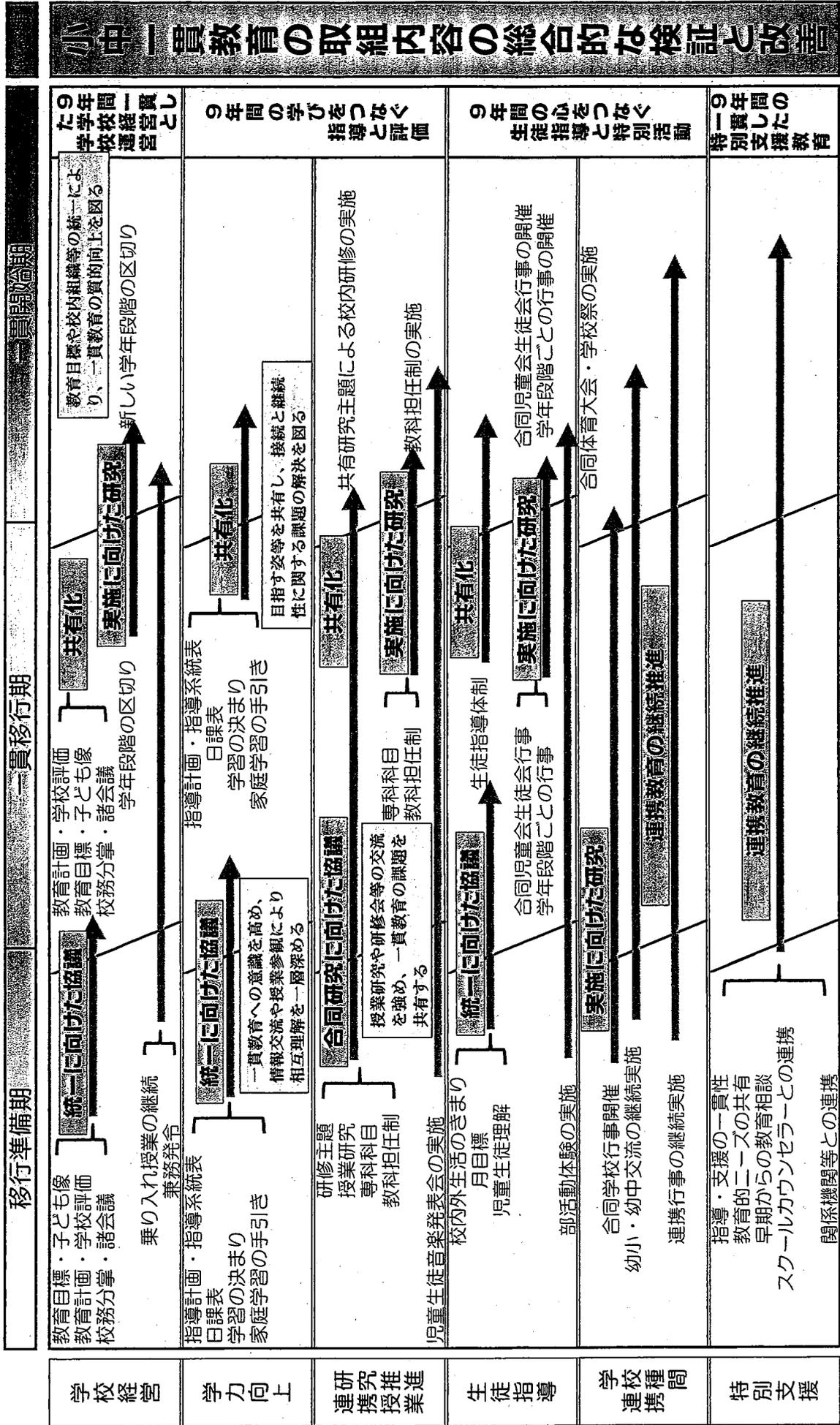
(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進委員会に必要な事項は、推進委員会総会で定める。

附 則

この要項は、令和〇年〇月〇日から施行する。

愛別町における小中一貫教育のステップ(案)



現状の分離校舎 長寿命化計画の策定 校舎構想の具現化 一体の研習校舎

※次にステップに進んでいる内容もあれば、必ずしもそうではない内容もある。

小中一貫教育を進める校舎の姿と将来の校舎の可能性

1 9年間の学びを支える校舎の姿

安全・防災面	考えられる観点
<p>○誰もが安全・安心に利用出来る施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事故の未然防止が図られ、十分な安全性が確保された施設 ・児童生徒はもちろん、利活用が予想される様々な人たちが安心して利活用できる施設 ・地震などの災害に対する機能の向上が図られた施設 ・不審者の侵入防止等の安全対策が講じられた施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○歩車分離 ○学校と地域の導線の交差を防ぐ ○避難経路の確保 ○ユニバーサルデザイン ○バリアフリー(エレベーターの設置) ○児童生徒を安全に保護者に引き渡すことができるスペースの確保 ○現在総合センター内にある図書館を小中一貫校に移設し、町民の方にも広く使ってもら ○地震に強い構造の施設 ○洪水に対応できる高さにある施設 ○消防、役場など近くにあり、災害時などすぐに対処できる場所にあること ○防犯対策(不審者等) ○学校施設内における死角を極力排除 ○校舎内や周囲からの見通しの確保(来訪者、人の行動) ○オートロックドア、防犯カメラ、校内緊急速報装置などの防犯体制 ○インターホーン、オートロックの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、高齢者などに配慮した施設が必要 ・車椅子や身障者が不自由しない施設 ・十分な駐車スペース ・駐車場、車の出入りがしやすい施設 ・トイレの全洋式化 ・停電対策 ・自己発電機能、太陽光発電システム ・自校給食(災害時の炊き出し) ・子供・親・地域の人たちがどこに行くのか迷わず向かうことができる
<p>☆災害時の拠点として機能する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々の避難所として防災拠点の機能の向上が図られた施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供・親・地域の人たちがどこに行くのか迷わず向かうことができる ☆災害時の避難拠点としての役割 ☆防災機能を備えた施設～自家発電、給水機能 ☆大規模災害に対応するため、太陽光発電パネル設置と蓄電池設置 ☆防災資機材倉庫・防災備蓄倉庫の設置 ☆避難所としての役割(立地条件(高台)、物資保管場所等) ☆備蓄品の保管庫 ☆みんながそこに集中するため、いくまでの道路や駐車場の確保などかなり広い土地が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・一斉連絡メールの整備 ・児童生徒の学習、生活の場としての機能を備えた施設

学習・生活面	考えられる観点
<p>○多様な学習への対応やきめ細かな指導ができる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ学習、少人数学習、IT 学習など、学習内容や方法に柔軟に対応できる教室やスペースが確保された施設 ・異学年交流活動などに対応できるスペースが確保された施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○多目的教室、少人数教室、多目的スペース ○小中の学習・生活に適したゾーニング ○セミオープン教室(東川小) ○学校図書館の充実 ○情報センターとしての図書室(ICT 環境整備) ○教室とは違った交流スペースがあると良いと思います ○教室の広さを変えられる(仕切り等で) ○運動環境の充実 ○グラウンド、体育館、格技場、特別教室、ICT 教室等の共同で使用する場の確保 ○ボランティアの控え室や児童生徒が交流できる教室
<p>☆誰もが快適に利用できる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、食事、トイレ、遊び等を豊かに楽しく快適な生活環境のある施設 ・児童生徒はもちろん、利活用が予想される様々な人たちが安心して利用できる施設 ・教職員の事務軽減など、機能的で柔軟な執務空間が確保された施設 	<ul style="list-style-type: none"> ☆小学校低学年と中学生が快適に使用できるトイレや図書室、自習空間等を整備する必要がある ☆多目的トイレ ☆必要に応じたバリアフリー化 ☆冷暖房施設の整備 ☆子どもたちがどの季節も変わらず勉強に取り組める ☆余裕のある充実した学校生活のために教職員の仕事の軽減と職員室の快適な空間が必要だと思います ☆校内に児童や幼保の園児も使うことができる遊具施設を。また、町外の方も使用可とし、交流人口増加につなげる ☆体格差を考慮した施設、備品 ☆小中一緒の職員室 ☆職員室の小中一体化 ☆職員室などの見える化(東川小) ☆冷暖房設備
<p>◇省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明や冷暖房など、省エネルギー化などにより、環境への負荷が低減された施設 	<ul style="list-style-type: none"> ◇エコスクール ◇太陽光発電 ◇太陽光発電などを設置しエネルギーの配慮を考えると良いのではないかと思います ◇ソーラーパネルの設置 ◇地元産木材の使用 ◇バイオマスエネルギーの活用 ◇地熱ボイラー(東川小) ◇空気の温度差を利用した自然通風(東川小) ◇自然採光(東川小) ◇蓄熱式給湯システム(東川小) ◇LED ライト等の使用 ・職員の兼務発令による小学校の専科制や中学校 TT など ・教員の手間が増え、今まで以上に取残され、勉強が遅れる ・教職員の人数が増えるため、子どもたちが相談しやすい自分にあった先生が見つかりやすい ・今でも忙しいとされる教職員のさらなる負担 ・受験時期に小学生が騒いでいると、勉強に集中できない中学生が出てくる ・礼儀を覚えづらい ・子供の意見ですが…体育館があまり使えなくなりそう、と言っていました

地域の拠点化	考えられる観点
<p>○地域に開かれた、保護者や地域住民が訪れやすい施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代と子どもたちが交流できる場が確保された施設 ・PTA会長活動や地域学校協働活動ボランティアなどの活動等が円滑に行われる施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒、PTAだけでなく、町全体の拠点、発信源となり、サークル活動なども学校を利用して、町民が気軽の足を運べる施設 ○(学校運営協議会)地域学校協働活動本部の拠点となる ○地域開放を考慮した導線 ○開放事業も可能な施設(町の行事や会議なども) ○町の行事ごとに使うことによって、町の人たちが入りやすくなる ○多目的ホールのような場所があり、地域の方が寄って子供の様子を見たり、参観日の帰りなどに寄って帰れる公民館的な存在が良いかと思えます ○生涯学習に配慮した施設 ○地域コミュニティセンターの併設 ○学童保育施設の併設 ○歴史資料館の併設 ○図書機能の併設(地域開放型・東川小) ○町民図書館との一体化と司書の導入 ○バリアフリーに配慮した環境 ○出入り口の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の負担にならない管理体制 ・部活動の広域クラブ化 ・小中PTAの統合 ・私としては、新築で建築!!個人的には、幼保も含めての施設建設が良いのかと…幼児センターも建設から20年あまりと聞いている。愛別町の子どもたち全体が過ごす施設として生まれ変わっても良いのかと思う

＜小中一体化する校舎の基本的な考え＞

- 小学校及び中学校段階に対応した空間構成や施設機能の確保
- 異学年交流など、豊かな教育活動を効果的にできる空間の確保
- 小学生中学生の成長段階に考慮した空間や教育環境の確保
- 小中一貫教育の学校マネジメントを可能とする施設環境の確保
- 小中一貫教育の教育活動を地域ぐるみで支える場の確保
- 安心・安全の確保と省エネなど、時代の要請に応える設備の確保

2 将来の校舎の可能性

案	概要	評価(メリット・デメリット)
検討案A	小中学校併存案	
	<p>小学校 長寿命化 改修</p> <p>中学校 長寿命化 改修</p>	<p>○それぞれの教室・施設を制約なく使用することができる</p> <p>○増改修に比べて、財政的な負担は少ない</p> <p>○小中の中の日課表の差を考慮せずに、授業や行事を行うことができる</p> <p>○長寿命化改修は、工期、費用面でも評価できる</p> <p>●現場で対応する先生方のお話を聞くと、一貫教育を進めるためには、同一校舎内で活動した方が、今現在以上の連携ができると思います</p> <p>●教職員の移動に時間がかかる(乗り入れ授業など)</p> <p>●乗り入れ授業等で、教員の移動に時間がかかる</p> <p>●児童生徒の移動に時間がかかり、交流(授業)がしづらい</p> <p>●(長寿命化のみで増改修がない場合)地域交流拠点・防災拠点としての役割を担うことはできない</p> <p>●立地条件が悪い～低地に建設、災害対応が難しい</p> <p>●小中の築年数を考えると改修費用がかかる(2校分)</p> <p>●第2回ビジョン会議で意見があったように、併存案だと限界があるように思うため、検討案B-1以降で考えると良いと思われる</p> <p>●現状を維持する案と考える。小中学校間の距離等を考えると今現在実施している教育活動が精一杯である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応も地域の拠点としての機能がある ・考え方や教育活動の方法を愛別らしく考え、助け合うことができれば、より良い学校につながると思う ・一体化してこそ教職員の意識を高まり、創意ある教育活動が実施できると考える
検討案B-1	小中学校一体化案	<p>○立地条件や学校施設の現状からしても良いと思う</p> <p>○現校舎は一段高い場所にあり、災害時の避難場所として対応できる</p> <p>○一番早い方法</p> <p>○近くに消防などがあり、安心安全の面では良いと思います</p> <p>○地域の方の目が届く範囲にあると思います</p> <p>○立地的には良いと思います。増改修では対応できるのであれば、経済的にも低予算ですむかと思えます。</p> <p>○通学距離が短くなる生徒が多い(愛別橋を通る生徒が少なくなる)</p> <p>○施設管理維持費が軽減される</p> <p>○学校の適正規模が図られる</p> <p>○現実的に考えると、今ある校舎を利用する方向で考えるのが妥当だと考える</p> <p>○中学校が更新年度をこえている点からも良いのではないかと</p> <p>△費用の面では押さえられるかもしれませんが、土地の確保が必要だと思われ</p> <p>●敷地面積が狭いので工夫が必要</p> <p>●増築するスペースが少ない</p> <p>●教室数が少なく9+特別支援学級の確保が難しい</p> <p>●現在の敷地面積では、中学校に必要な施設の増築は難しいのではないかと</p> <p>●場所的に絶対安全とは言えない</p> <p>●増改築中の授業が制限される</p> <p>●どちらも老朽化しており、改修に費用がかかる</p> <p>●武道場の新築が必要</p> <p>●何も変わらない</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">検討案 B-2</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中学校に 小学校を 一体化す る増改修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○駅が近くにあり新しく施設を建てるなら適していると思う ○現在の中学校は改修済み(耐震改修、校舎、体育館の改築) ○施設維持管理費が軽減される ○学校の適正規模が図られる ○体育館、格技場があるため、一体化後利用しやすい(?) ●現在地は低地に建設されており、災害時(洪水)の避難場所に指定されていない。幸い、まだ洪水被害にあっていないが、昨今の大雨被害がいつ来るか心配な状況 ●現中学校には、石狩川の氾濫の心配があり、災害などに巻き込まれる可能性があるかと思えます ●立地が町内で一番低い場所とお聞きし、将来的には学校校舎としては利用しない方が良いかと思えます。グラウンドや競技場として活用してはどうかと思えます。 ●立地条件が悪い(浸水予想地域にあり、防災拠点としても活用できない) ●中学校は川の近くなので洪水の際には被害を受ける可能性がある ●災害のことを考えるとこの案は妥当ではないと思う ●本町のハザードマップを考慮すると現実的ではないと考える ●避難所として不適切ではないかと考えます ●ないと思えます ●橋を渡るので、低学年児童の登下校の安全対策が必要である ●通学距離が伸びる児童が多い(愛別橋を通る児童が多くなる) ●階段、特別教室の机の高さ等、児童の体格に合わず、改修費用がかさむ場合がある ●町民の方との交流には、少し離れすぎているかもしれません ●増改築中の授業が制限される(中学校)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">検討案 C</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">小中学校 一体化し て改築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一体化施設に適したスペースやフロアを確保することができる ○最初はコストがかかるけど、後にはかからない ○愛別だけでなく他の町からも注目される ○施設一体型教育施設として、理想的な教育環境が構築できる ○施設維持管理費が軽減される ○(小中それぞれの現在地より別の場所に建設する場合)仮設校舎等を設置する必要がなくなり、授業への影響がない ○学校の適正規模化が図れる ○児童生徒数の大幅な増減はないので、一体型の校舎を建築できると思う ○グラウンド、体育館のメンテナンスなども1校分で済む。 ○スクールバスの発着も一カ所で済む ○給食を実施するのであれば、ある程度の食数になるので自校給食ができる ○利用しやすい施設を創ることができるため、金銭面等を考慮しなくて良いなら、この案が良いのではないか ○共同で使用する特別教室や施設を適切に配置することができる ○人的、物的に創意ある教育活動が実施できる ●建設場所が課題～敷地面積、安全性(災害等) ●それだけの場所と土地が必要になる。だからといって町の端の方でも良くない ●費用の面と長期にわたって時間がかかりそうです。 ●他の検討案に比べ費用が一番かかる <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の職員室を一つにまとめる ・将来の予測をもって計画をすることは、とても大変な苦労があるかと思われます ・新築はなかなか難しいとは思いますが、愛別町内の子どもたちのため、前向きに検討していただきたいと思えます。

<小中一体化する検討案の総合的な評価>

検討案 A	小中一貫教育の実施する上では、両校を長寿命化しても課題が多い 2校分の改修費用がかかる 改修中、教育活動への支障が出ることもある(B案も)
検討案 B-1	敷地面積が狭く工夫が必要となる 安全面では B-2より優位で、費用面では1校分で済む
検討案 B-2	洪水時の被災が憂慮される(A案も) 1校分改修費用だが、設備、学校家具等の小学生に適さない構造等も考えられる
検討案 C	小中一貫教育を実施する理想的な学校が実現できる 建設場所の設定、高額な費用などの課題がある 新たな場所への新築は、現校舎での教育活動への支障がない

愛別町教育大綱

令和4年12月

愛 別 町

1 大綱の趣旨

平成 26 年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」を策定することとされました。この改正を受け、本町では、平成 27 年 3 月に、愛別町振興計画を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針として愛別町教育大綱を策定いたしました。その実施期間が満了となることから、総合教育会議での協議を経て、次期愛別町教育大綱を策定いたします。

2 大綱の位置付け

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で町長と教育委員会が協議を行った上で町長が定めたものとします。

3 関係計画との整理

第 11 次愛別町振興計画（令和 2 年度～令和 11 年度）の前期基本計画（令和 2 年～令和 6 年度）に掲げる教育施策を基本とします。

4 大綱の期間

実施期間は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とします。なお、本町の振興計画や国、道及び社会情勢の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

5 基本理念

第 11 次振興計画の将来像「子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ」に向けて、恵まれた自然、伝統文化、豊かな人情など、愛別町の教育資源を生かしながら、「人と文化が輝く愛別」を目指すとともに、町民誰もが、「愛別で育ってよかった。愛別で子どもを育ててよかった。」と実感できる教育を推進します。

6 基本方針と主要施策

(1) 学校教育

① 学校施設のあり方の検討と整備

ア 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、今後の学校施設のあり方について検討します。

イ 教育用 I C T 機器の整備をはじめ、教育内容の充実に即した教材・教具の充実を図ります。

② 「生きる力」を育む教育内容の充実

- ア 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼児センターにおける教育内容の充実、幼・小・中の連携強化に努めます。
- イ 確かな学力の育成に向け、ICT機器の積極的な活用、AETを活用した英語教育の充実、幼・小・中・高の連携強化、学習サポートの実施に努めます。
- ウ 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育等の充実、読書活動の促進を図ります。
- エ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実を図ります。

③ 高等養護学校への支援

- ア 高等養護学校のある町として、学校運営や学習活動等への支援を行います。

(2) 社会教育

① 生涯の各期における学習活動の促進

- ア 子ども達が大人や地域とふれあい、豊かな人間性を育むことができるよう、世代間・地域間交流の実施を図ります。
- イ 生きがいを高める学習機会の提供と世代間交流学習の推進、知識と経験を地域社会の中で生かす活動の充実など、生涯各期における学習活動を支援します。

② 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育を推進するため、公民館分館などの施設の耐震化を含めた改修を行い、有効活用を図ります。

③ 地域の教育力の向上

- ア 地域での活動との連携を進め、地域の人材や自然を生かした学習機会の拡充を図ります。
- イ 子ども会等の関係団体間の連携の促進や青少年育成協議会への支援を行い、地域の教育力の向上を図ります。
- ウ 学校・家庭・地域の連携強化や地域学校協働本部の活動の促進、学校運営協議会と連携した学校支援の促進など、地域で子ども達を育てる環境づくりを推進します。

④ 家庭教育への支援

- ア 子育て支援センターと連携した講座・教室の充実や子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実、関係機関・団体と連携した子育て支援の充実を図り、家庭における子育て支援の充実を図り、家庭における子育て支援機能の強化を推進します。
- イ 家庭教育に関する学習機会を提供し、子育て家庭の教育力の向上を図ります。

(3) 文化芸術

① 文化芸術にふれる機会の提供と発表の場の充実

- ア 町民文化祭や音楽行進の開催支援、芸術鑑賞事業の実施・充実などにより、文化活動やその成果を発表する機会の提供を図ります。
- イ 町民の自主的な文化芸術活動の活発化を促進するため、文化連盟・文化団体への支援を行います。
- ウ 研修会や交流会への参加促進等により、文化芸術活動の指導者の育成を図ります。

② 文化財の伝承・保護活動への支援

- ア 郷土芸能を次世代へ伝承していくため、岐阜獅子神楽保存会等の保存団体の活動を支援します。
- イ 郷土研究資料の整理・保管体制の再構築について検討・推進し、文化財の適切な保護に努めます。

(4) スポーツ

① スポーツ活動の機会の提供と参加促進

- ア スポーツ協会と連携し、各種スポーツ教室やスポーツ大会の充実を図り、町民の参加促進に努めます。
- イ 各種スポーツ団体の活動や大会参加を促し、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を促進するため、スポーツ協会への支援を行います。
- ウ 学習機会の提供や研修会への参加促進等により、スポーツ活動の指導者の育成を図ります。

② 安全で快適に使用できるスポーツ施設の提供

- ア 各種スポーツ施設について、安全性の確保と利用促進に向けた施設・設備の改修等を計画的に進めます。
- イ 指定管理者制度を活用し、スポーツ施設の効率的な維持管理に努めます。